

平成17年2月25日

産業活力再生特別措置法に基づく 事業再構築計画の認定について

富山市桜町1丁目1番36号
立山黒部貫光株式会社

記

1. 制度の概要

- (1) 産業活力再生特別措置法は、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため國において特別措置を講じ、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とする。
- (2) 当社は、同法第3条に定める「事業再構築計画」作成し、去る2月14日、国土交通大臣に申請し、本日2月25日、大臣の認定をいただいた。
- (3) 認定を受けることにより、「税制上の優遇措置」、「金融上の優遇措置」等を活用して計画事業を実施し、計画目標を達成しようとするものである。

2. 事業再構築計画の概要

(1) 計画の目標

立山黒部アルペンルートでは、近年、台灣を中心に海外旅行客が逐年増加傾向にあるが、今後は國の「観光立國」の施策に呼応し、台灣のみならず韓国、中国、東南アジア等からの誘致を本格的に実施するとともに、海外旅行客が一人ででも訪れる事ができる観光地を目指した各種事業を展開することで、平成18年度には海外旅行客74,500人（全入り込み客の6.6%）を目標とし、経営の効率化及び経営基盤の強化をはかる。

(2) 計画期間 平成17年3月1日から平成19年3月31日まで

(3) 計画の内容

- ① 立山開発鉄道株式会社との合併による経営資源の集中及びこの合併を円滑に達成するための証券取引法に基づく立山開発鉄道株式会社株式を対象とする公開買付けの実施。
- ② 目標達成の事業として平成17年度より海外旅行客特別運賃の創設、人材の養成、海外営業拠点の拡充、海外宣伝活動の活発化、ルート内の旅客快適性の向上を図る。このことにより、台灣、韓国、中国を主なターゲットとし、平成18年度には、海外旅行客による売上高を全売上高の6.8%とする。
- ③ また、生産性の向上を示す数値目標として、平成18年度には平成15年度に比べて有形固定資産回転率を8%向上させる。

3. 特別措置の活用

- (1) 合併及び合併に伴う不動産登記に係る登録免許税の軽減
- (2) 計画事業実施に必要な資金に対する日本政策投資銀行による融資
- (3) 商法に定める簡易合併に関する特例

以上

本件に関するお問い合わせ先：立山黒部貫光㈱
取締役企画部長 松本 寛
電話 076(441)3482